

## 千葉市農林関係事業補助金の返還に係る事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、千葉市農林関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第4項の規定により、取得財産等の管理及び運用に疑義が生じた場合の対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 現地確認及び指導

市長は、要綱第14条第3項の規定により、現地確認等を行った結果、栽培（飼養）の開始、機械や施設等の使用が認められない又は申請内容に虚偽がある場合は、市長が定める期間内に、指導書（様式第1号）により改善を求める。

### 3 改善内容の報告

補助金の交付を受けた者は、改善を求められた場合、その内容を速やかに改善報告書（様式第2号）により、市長に報告しなければならない。

### 4 改善内容の確認及び助言

- (1) 市長は、報告があった場合には改善内容を確認し、問題がないと認める場合は、改善確認通知書（様式第3号）により通知する。
- (2) 市長は、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対し、助言又は指導を行う。

### 5 勧告

市長は、2の指導から市長が定める期間内に改善が見られない場合、千葉市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第17条及び要綱第12条の規定により補助金交付決定の取消しとなるとともに、規則第18条第1項及び要綱第13条の規定により、補助金の全額が返還となることを、勧告書（様式第4号）により補助金の交付を受けた者に勧告する。

### 6 勧告に対する改善内容の確認

市長は、前項の勧告後1か月以内に勧告に対する改善報告書（様式第5号）により報告があった場合には、改善内容を確認し、問題がないと認める場合は勧告に対する改善内容確認通知書（様式第6号）により通知する。

### 7 補助金交付決定の取消し

市長は、勧告より1か月以内に改善が見られない場合、千葉市農林関係事業補助金交付決定取消通知書（要綱様式第9号）により、補助金の返還を命じる。

### 8 返還命令

前記7の補助金交付決定の取消しに対し、期限を定めて千葉市農林関係事業補助金返還命令書（要綱様式第10号）により補助金の返還を命ずるとともに、領収済通知

書（納入通知書）（F219）を発行し、補助金の交付を受けた者に請求する。

## 9 補則

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済農政局長が定める。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

様式第 1 号

千経農 第 号  
年 月 日

様

課 長

### 指導書

年 月 日に現地確認した 年度 事業で  
導入した機械・施設について、下記事項の改善措置を求めます。

つきましては、千葉市農林関係事業補助金の返還に係る事務取扱要領 3 の規定により、  
速やかに改善報告書（様式第 2 号）をご提出ください。

対象機械施設	
指導事項	

連絡先 課  
電話

年 月 日

## 改善報告書

(あて先) 課長

補助金の交付を受けた者  
住 所  
氏名又は団体名及び  
代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの  
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付けで指導のあった 年度

事業で導入した機械・施設について、千葉県農林関係事業補助金の返還に係る事務取扱要  
領3の規定により、次のとおり報告します。

対象機械・施設	
改善年月日	年 月 日
改善内容	

千経農 第 号  
年 月 日

様

課 長

### 改善確認通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度 事

業で導入した機械・施設について、次のとおり改善したことを確認しましたので、千葉市  
農林関係事業補助金の返還に係る事務取扱要領4の規定により通知します。

対象機械・施設	
改善確認日	年 月 日
改善内容	

連絡先 課  
電話

千経農 第 号  
年 月 日

様

勸 告 書

年 月 日付けで指導した 年度 事業で  
導入した機械・施設について、改善が見られないことから、千葉市農林関係事業補助金の  
返還に係る事務取扱要領 5 の規定により勧告します。

つきましては、この通知から 1 か月以内に改善し、報告するよう求めます。

なお、勧告に従わない場合は、千葉市補助金交付規則（以下「規則」という。）第 1 7  
条及び千葉市農林関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 1 2 条の規定によ  
り補助金交付決定の取消し、並びに規則第 1 8 条第 1 項及び要綱第 1 3 条の規定により、  
補助金の返還を命じることとなります。

年 月 日

千葉市長 印

対象機械・施設	
指導事項	

連絡先 課  
電話

年 月 日

## 勧告に対する改善報告書

(あて先) 千 葉 市 長

補助金の交付を受けた者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名

(※)

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの  
申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付けで勧告のあった 年度

事業で導入した機械・施設について、千葉市農林関係事業補助金の返還に係る事務取扱要  
領6の規定により、次のとおり報告します。

対象機械・施設	
改善年月日	年 月 日
改善内容	

千経農 第 号  
年 月 日

様

### 勧告に対する改善確認通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度 事  
業で導入した機械・施設について、次のとおり改善したことを確認しましたので、千葉市  
農林関係事業補助金の返還に係る事務取扱要領6の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

対象機械・施設	
改善確認年月日	年 月 日
改善内容	

連絡先 課  
電話